

デイサービス みらい 宿泊サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 観麗が、介護保険法に規定する通所介護及び介護予防通所介護の指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）であるデイサービスみらいの営業時間外に、その設備を利用し、当該指定通所介護事業所等の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話を夜間及び深夜に指定通所介護事業以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を適正に運営するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従業者（以下「宿泊サービス従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある者に対し適正な宿泊サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話に係るサービスの提供を行う。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、当該指定通所介護事業等、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）との必要な連携を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービスみらい
- 2 所在地 垂水市田神 408 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 宿泊サービス従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 責任者 1名
責任者は、当該指定通所介護事業所等との情報連携や宿泊サービス従業者の管理、宿泊サービス事業の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況把握を行う。
- 2 宿泊サービス従業者 介護職員 8名（指定通所介護事業所等の介護職員と兼務5名）
看護職員 1名（指定通所介護事業所等の看護職員と兼務1名）
宿泊サービス従業者は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者の必要な日常生活上の介護、援助、危機防止、その他必要なサービスの提供にあたる。

(サービス提供日及びサービス提供時間)

第5条 宿泊サービスのサービス提供日及びサービス提供時間は次のとおりとする。

- 1 サービス提供日 月曜日から日曜日まで。
- 2 サービス提供時間 16:05～翌9:00

(利用定員)

第6条 宿泊サービス事業所の利用者の定員は、次のとおりとする。

定員 8名

(宿泊サービスの提供方法、内容)

第7条 宿泊サービスの内容は、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

排せつの介助、移動・移乗の介助、その他必要な身体介護

2 就寝及び離床に関すること

利用者の安全確保を図り、必要な支援及びサービスを提供する。

就寝の準備、見守り、離床介助、衣類着脱の介護、整容、その他必要な宿泊の介助

3 食事に関すること

食事を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 宿泊サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、宿泊サービス責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、宿泊サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

(宿泊サービス計画の作成)

第9条 宿泊サービスを4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成する。

なお、4日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、宿泊サービス計画を作成する。

2 宿泊サービス計画の作成に当たっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画を利用者に交付する。

(サービスの提供)

第10条 職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(身体的拘束)

第11条 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、利用者の身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録する。

(食事の提供)

第12条 食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮する。

2 食事の時間は、概ね次のとおりとする。

(1) 朝食 7:00～

(2) 夕食 17:30～

3 利用者が可能な限り離床して、適切な場所で食事を取ることを支援する。

(健康への配慮)

第13条 宿泊サービス事業者は、当該指定通所介護事業所等において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて家族、主治の医師及び指定居宅介護支援事業者等の担当介護支援専門員等と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供する。

(相談援助)

第14条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(緊急時の対応方法)

第15条 現に宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ協力医療機関を定めている場合は、協力医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、責任者に報告する。

(サービス提供記録の記載)

第16条 宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービス内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記載するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(利用料)

第17条 1日の利用料の額は以下料金表によるものとする。

要介護度	1泊	夕食	朝食	備考
要介護1～5	2,000円	400円	250円	自費

その他のサービス利用料

病院受診の付き添い代	1,000円/時間	※垂水市内に限る。
洗濯代	300円/1回	

2 利用者から支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで支払いに関する同意を得る。

3 利用者は宿泊サービス事業者の定める期日に、別途契約書で指定する方法により利用料を納入することとする。

(契約書の作成)

第18条 サービスを提供するにあたって本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得たうえで署名（記名押印）を受けることとする。

(非常災害対策)

第19条 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連携体制を整備し、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知するとともに、定期的に夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行う。

防火責任者	井手元 誠
防災訓練	年1回
避難訓練	年1回
通報訓練	年1回

2 防火及び火災対策の更なる徹底を期すため、消防用設備の設置等については、消防署、建築担当部署等に必要に応じ指導又は助言を求めるよう努める。

(虐待防止に関する事項)

第20条 宿泊サービス事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、宿泊サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第21条 宿泊サービスに使用する施設、食器その他の備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(秘密保持等)

第22条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らすことがないよう、必要な措置を講じる。

2 指定居宅介護支援事業者等との連携において、宿泊サービス事業所における利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る。

(苦情処理)

第23条 提供した宿泊サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 宿泊サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

(事故発生時の対応)

第24条 利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連携を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 宿泊サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 利用者に対する宿泊サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する留意事項)

第25条 事業者は、宿泊サービス従業者に対し、宿泊サービスの提供に必要な知識の習得および能力の向上を図るための研修（外部研修を含む。）を次のとおり実施する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業の実施及び運営に当たっては、建築基準法、消防法、労働基準法その他の法令等を遵守するため、必要な措置を講じるものとする。

3 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 観麗と事業所の責任者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年1月4日から施行する。

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年11月1日から施行する。